

協議のうえ決定すること

- (11) NAR 及び JRA、その他の競馬主催者から受けた賞金その他当該共有馬の出走に対して馬主に交付された金員及び賞品等を受領、保管し、かかる金員並びに NAR 及び JRA の管轄する競馬主催者から交付された時価 10 万円を超える優勝賞品の売却金を共有者に対しその持分割合に応じて支払うこと
- (12) 海外における競走について出走馬主としての招待を受け、これに自ら参加し又はその代行者を指定すること
- (13) 共有馬の保険加入額の決定、並びに、保険料及び 2 歳 1 月 1 日以降の共有馬の飼養・育成にかかる費用を共有者に対しその持分割合に応じて請求し、これを受領、保管し、かかる費用の支払いに充てること
- (14) 共有馬に保険事故が発生した場合、競走馬保険約款に基づき保険会社に保険金の支払請求手続を行うこと
- (15) NAR 及び JRA における競走馬登録の抹消時期を決定し、登録抹消の手続をとること
- (16) 上記登録抹消の前後を問わず、共有馬の処分方法を決定すること及び売却処分の場合の価格を決定すること、並びに、売却処分の対価を受領し、これを共有者に対しその持分割合に応じて支払うこと
- (17) 共有馬が牡馬の場合は、上記登録抹消後に種牡馬への転用の可否を決定すること
- (18) やむを得ない事由により共有代表馬主を変更する場合には、新共有代表馬主を選任すること
- (19) その他共有馬の維持管理に関する事項、上記に関連する事項を決定し、実施すること

第 4 条(事務取扱と委託)

前条に掲げる事項の事務取扱については、共有代表馬主が設置する事務局(以下「事務局」という)がこれを行う。但し、事務局は必要に応じてその事務取扱の全部または一部を共有代表馬主が指定する第三者に委託することができる。

第 5 条(共有者の遵守事項)

共有者は、第 1 条及び第 2 条に従って共有代表馬主に委任した事項に関しては、自らこれを行わないものとし、共有代表馬主及び事務局による円滑な業務遂行を妨げてはならない。競走馬登録に必要となる共有馬所有念書(印鑑登録証明書添付)については、事務局の案内に従って遅滞なく提出する。また共有者は、NAR 若しくは当該地方競馬主催者又は JRA の馬主登録抹消要件に該当してはならない。

第 6 条(本覚書の付帯条項)

第 3 条に掲げる取扱事務の実施の詳細については、本覚書と一体をなす「共有馬管理等に関する覚書の付帯条項」(以下「付帯条項」という)に規定するものとし、共有者及び共有代表馬主はかかる付帯条項を遵守し、これに従うものとする。

年 月 日

[共有者]

住所

氏名

印

馬主登録名

馬主登録番号

[共有代表馬主]

住所

氏名

印

馬主登録番号